

## 令和8年門真市教育委員会第1回定例会

開催日時 令和8年1月30日（金）午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- |      |  |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名   |
| 日程第2 | 会期の決定  |
| 日程第3 | 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について<br>(令和7年度教育費補正予算の見積り申出について) |
| 日程第4 | 議案第1号 第5次学校適正配置実施方針の策定について                           |
| 日程第5 | 議案第2号 旧門真市立脇田小学校の敷地の変更について                           |
| 日程第6 | 議案第3号 門真市教育委員会公印規則の一部改正について                          |
| 日程第7 | 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告             |
| 日程第8 | 諸報告  |

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

### 出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

### 事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	高山 拓也
教育部教育総務課長	十河 大輔
教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	太田 雅貴

市民文化部生涯学習課長  
兼 門真市立北島図書館参事 清水 順子

八木下教育長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 澤田 京子 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について  
(令和7年度教育費補正予算の見積り申出について)  
説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

それでは、歳出からご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。款：教育費、項：教育総務費、目：事務局費6,191万8千円の追加は、国の補正予算第1号により、都市構造再編集中支援事業費補助金（国：補助率1/2）が内示されたことに伴い、令和8年度実施予定であった（仮称）第四中学校区小中一貫校他整備工事（公園整備工事）に係る予算を計上いたしております。

次に、歳入についてであります。戻りまして、議案書2ページをご覧ください。款：国庫支出金、項：国庫補助金、目：教育費国庫補助金1,355万円の追加は、先程申し上げました（仮称）第四中学校区小中一貫校他整備工事（公園整備工事）に係る都市構造再編集中支援事業費補助金を計上いたしております。

続きまして、その下の款：市債、項：市債、目：教育債4,830万円の追加は、学校適正配置推進事業に充当するための新統合学校整備事業債を計上いたしております。

[全委員異議なく承認]

#### 日程第4

議案第1号 第5次学校適正配置実施方針の策定について  
説明者 渡辺教育企画課長

本件は、門真市学校適正配置事業について、教育内容の変化や、本市の児童生徒数の推移、学校施設の現状等を踏まえつつ、門真の子どもたちにとって、より良い教育環境の実現に向け、学校の再編統合も含めたこれからの学校づくりの方針として、策定するものです。

実施方針案の具体的な内容及びパブリックコメント実施結果の概要につきましては、令和7年第10回定例会及び第12回定例会においてそれぞれご説明させていただいたとおりでございますが、パブリックコメントの結果を受け、実施方針案に一部追記をいたしております。資料の実施方針8ページをご覧ください。追記いたしました箇所は、子どもたちを取り巻く状況のうち、(3)校区・通学区域の状況の3段落目の文章です。パブリックコメントでは、統合後の通学に関する不安や、安全対策への配慮の声が多数挙げられたことから、これに対する市の基本的な考え方としまして、様々な角度から通学時の安全対策等を進めていく旨を追記いたしました。

その他、学校再編の内容、スケジュールなどには変更はございません。

八木下教育長： 説明は終わりました。本件に対する質疑はありませんか。

満永委員： 五中校区が広がったということですが、一番遠いところで距離はどれくらいありますか。

渡辺教育企画課長： いま一番遠いところで、二島校区が2キロ弱になるのですが、それよりは遠くなると思います。3キロぐらいの長さですね。

満永委員： 3キロぐらいですね。ありがとうございます。五中校区は広くなるので、生徒や保護者が心配されると思います。ただ、国の適正配置に関する法律の施行令では、小学校4キロ、中学校6キロ、となっております。門真市でいうと、6キロは、五中から淀川を超えるくらいなので、その基準からすると半分ぐらいかなと思っています。なので、そこは注意してやっていただいているなと感じます。適正な距離だと思いますね。

パブリックコメントの意見にも、通学の安全対策について、よく検討してくださいとあります。以前に申し上げたと思いますが自転車通学も、今、中学校では、特別な対応を除いて認められていないです。ただ、距離数に応じて、自転車通学を学校と連携しながら、学校が決めることですが、検討はしていただきたいと思うのと、それと同時に、この4月から道路交通法が改正されて、自転車が青切符になるというのは、社会人の自転車の乗り方、ルールが守られていないということが社会問題になっているからだと思うのですが、この道交法に即した部分の徹底とか、そういう指導も学校として安全教育の一環のとしてできるように、教育委員会として学校を支援していただきたいなと思います。

[全委員異議なく可決]

## 日程第5

議案第2号 旧門真市立脇田小学校の敷地の変更について  
説明者 十河教育総務課長

議案書5ページから7ページまでをご覧ください。本件は、教育総務課所管の教育財産である旧脇田小学校の敷地の一部を、道路公園課の管理する市管理道路の一部とすべく、行政財産に変更するものであります。実際の場所につきましては、議案書7ページの太線で表示しております、地番で申しますと、568番15の土地で、面積といたしましては1589.9㎡となります。この土地は現在進行しております水桜学園の建設工事において、周辺道路の拡幅に伴い、道路形状となることから、道路管理者による一体的な管理が行えるよう、所管替えを行うものであります。

[全委員異議なく可決]

日程第 6

議案第 3 号 門真市教育委員会公印規則の一部改正について  
説明者 十河教育総務課長

議案書 8 ページをご覧ください。本件につきましては、門真市立北巢本小学校を廃止し、門真市立四宮小学校の名称及び位置を変更するにあたり、各々の小学校にて保管している学校及び学校長の印等を廃止及び調製するにつき、所要の改正を行うものであります。

議案書 9 ページから 13 ページをご覧ください。まず、第 1 条では、四宮小学校の名称を北巢本四宮小学校へ変更するとともに、北巢本小学校に関する公印の規定を削除いたしております。

次に、13 ページから 15 ページの第 2 条では、北巢本四宮小学校の名称を四宮小学校へ変更いたしております。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日は令和 11 年 4 月 1 日といたしておりますが、第 1 条の規定につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

[全委員異議なく可決]

日程第 7

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項第 1 号に係る報告  
報告者 太田学校教育課長

八木下教育長より本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、秘匿にする必要があるので、非公開にて審議したいとのこと、各委員に諮ったところ、全委員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 2 時 11 分から午後 2 時 13 分

## 日程第 8

### 諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 令和 8 年門真市二十歳のつどいの結果について  
報告者 清水生涯学習課長

諸報告資料 1 ページをご覧ください。

1 月 12 日にルミエールホールの大ホールで開催いたしました二十歳のつどいつきましては、対象者 1,079 人のうち、参加者数が 701 人であり、64.9%の方が出席されました。主催は、門真市二十歳のつどい実行委員会で今年度二十歳になったメンバーであり、門真市青少年指導員の皆様にもご協力いただきました。

第 1 部は、国歌斉唱の後、市長からの式辞、市議会議長、府議会議員からの祝辞をいただき、二十歳のつどい実行委員会のメンバーが「門出の言葉」を読み上げて、式典を締めくくりました。

第 2 部では、ゲストの鳥谷敬氏にご講演いただきました。また、広瀬香美氏と大阪ブルテオンの選手の方々からお祝いメッセージをいただいたものを投影いたしました。企画運営といたしまして、門真市二十歳のつどい実行委員会のメンバーとともに、ポスターの作成、協賛金の募集、恩師のお祝いメッセージの募集を行い、ホワイエ内に掲出いたしました。また、協賛金を活用して、参加者へ記念品として A4 クリアファイルと森永ラムネを配付いたしました。

本式典の趣旨に賛同し協賛金を頂きました 17 の企業につきましては、式典プログラムに掲載し、ホワイエ内に協賛企業ブースを設置するとともに、式典中にお礼を述べました。

また、当日の様様をまとめたダイジェスト動画を、門真市ホームページの二十歳のつどい関連ページに公開予定でございます。

番号2 損害賠償請求事件について  
報告者 太田学校教育課長

門真市立中学校に在籍していた生徒の保護者が、本市及び卒業生11名等を被告とし、令和6年8月5日付けで、大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起した件について、その後の状況について御報告申し上げます。

1月27日に、大阪地方裁判所にて弁論準備手続きが実施され、訴訟の争点及び証拠の整理が行われました。本市といたしましては、引き続き、訴訟代理人弁護士と十分協議、調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。なお、次回期日は、3月16日を予定しております。

ーすべての報告が終了ー

八木下教育長            閉会宣言            午後2時17分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長    八木下 理香子

署名委員    澤田 京子